

平成29年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年6月13日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城

総務課長 長坂徳三 町民課長 斉藤明美 企画課長 遠山一郎

教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

観光商工課長 小平春幸 会計室長 市川清美 たてしな保育園園長 中谷秀美

観光事業推進室長 阿部文秀 庶務係長 竹重和明

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午後2時21分

議長（西藤 努君） 皆さん、こんにちは。

議員以下関係職員には、9 日間の本定例会の会期期間中、大変、お疲れさまでした。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重、審議のほどよろしく願いをいたします。

これから、本日 6 月 13 日の会議を開きます。

報告します。宮坂教育長より、法事のため欠席の届けが出ております。

本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの取材を、議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 議案第 39 号～日程第 5 陳情第 3 号

議長（西藤 努君） 日程第 1 議案第 39 号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 5 陳情第 3 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書まで 5 件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8 番 森本 信明君 登壇〉

8 番（森本信明君） 8 番、森本です。

それでは、今回付託された総務経済常任委員会の審査報告をいたします。

付帯案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、6 月 6 日に付託された標記案件を審査するため、6 月 9 日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第 39 号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

二階ホールの使用料の減免対象について、テレワーク事業の推進等による利用を勘案し、新たに減免規定を加えるものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第 40 号 平成 29 年度立科町一般会計補正予算（第 1 号）について
歳入全款、歳出のうち、【1 款】議会費、【2 款】総務費（2 款 3 項を除く）、

【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入についての主なものは、【14款】国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費等補助金に伴う補正との説明を受けました。

【20款】諸収入では、コミュニティー助成事業補助金の交付決定によるものであるとの説明を受けました。

歳出についての主なものは、【2款】総務費では、総務管理費の一般管理経費は戸倉部落からの申請のあったバス停留所新築にかかわる補助金、電算管理経費は番号制度システム改修の電算委託料、企画費の町づくり事業経費ではコミュニティー助成事業補助金の交付決定を受けたことによる補助金交付のための予算計上であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農畜産物立科ブランド確立事業経費の補助金の内容について説明を受けました。

【6款】商工費では、職員移動に伴う人件費の補正との説明を受けました。

【8款】消防費では、殉職者への消防賞じゅつ金にかかわる佐久広域連合負担金、蟹原地区消火栓移転工事の負担金との説明を受け、【1款】議会費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則77条の規定により報告します。

議長（西藤 努君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件は、審査結果の中で申し上げます。

本委員会は、6月6日に付託された標記案件を審査するため、6月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第40号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第1号）について

歳出のうち、【2款】総務費（のうち3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【2款】総務費（のうち3項戸籍住民基本台帳費）については、職員の人事異動に伴う臨時職員賃金の減額補正及び初任者研修参加に要する旅費の計上との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

【3款】民生費では、人事異動に伴う人件費等との補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費については、旧斎場2カ所の解体費の増額に伴う佐久広域連合負担金の増額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

【7款】土木費については、人事異動に伴う人件費の増額補正並びに臨時職員賃金の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費について、事務局費では人事異動に伴う人件費等の増額補正、教員住宅修繕費の実績に伴う増額補正、2項小学校費については、児童の運動能力向上事業に係る増額補正との説明を受け、6項施設管理費については、風の子広場、水道布設替え工事費の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第41号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について
収入では、【41款】水道事業収益のうち、1項営業収益、2目受託工事収益について、町総務課から依頼のあった消火栓移設工事に係る負担金収入の増額補正との説明を受けました。

支出では、【51款】水道事業費用のうち、1項営業費用、2目排水及び給水費並びに4目総経費は人事異動に伴う人件費の増額補正、3目受託工事費は消火栓移設工事に伴う工事請負費の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
原案を全会一致で採択しました。

(4) 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書
原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。1番、今井英昭君、登壇の上、願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1 番（今井英昭君） 1 番、今井英昭です。

今定例会に上程されました全議案について、賛成の立場から討論いたします。

条例では、立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、使用料の減免の追加があり、これはお試しテレワークを推進する場合を想定していると説明があり、新規テレワーク受け入れに必要な事項だと考え、賛成します。

補正予算につきましては、主な歳入では補助金の確定によるもので賛成いたします。

歳出におきましては、人事異動による職員給与共済費の確定によるものと説明があり、賛成するものです。

総務費におきましては、補助金のバス停留所におきましては、戸倉地区のバス停と説明があり、現状では利用されているバス停に屋根がないため、改善が必要であり、また古間地区の除雪機及び細谷区のエアコン整備費は、県によるコミュニティー助成事業補助金の確定のためと説明があり、賛成いたします。

農林水産業費では、農業委員会運営経費の机、椅子、購入費におきましては、農業委員会出席者増員によるものであり、また農業振興費の負担金補助金の内容の説明があり、こちらも必要であると考え、賛成いたします。

消防費では、3月5日に発生した長野県防災ヘリコプター事故により殉職された佐久広域連合所属の大工原さんへの消防賞じゅつ金と説明があり、賛成するものです。

以上で、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。11番、田中三江君、登壇の上、願います。

〈11番 田中 三江君 登壇〉

11番（田中三江君） 11番、田中三江です。

私は、今定例会に上程されました全ての案件に、賛成の立場から討論をいたします。

平成29年度一般会計補正予算（第1号）は、新規採用職員及び人事異動における人件費の補正が主なものです。14名の新規職員が新たに業務に就かれており、人事の異動もありましたが、職員100人体制となり、それぞれ業務に早く慣れ、事業が遅滞なく進まれますよう望みます。

次に、佐久広域連合負担金は、去る3月5日、県消防防災ヘリコプターの訓練中の事故により殉職された佐久広域連合職員、大工原正治消防指令長に対しての消防賞じゅつ金の負担金であり、御霊に対し、深甚なる弔意を表します。

同じく、衛生費における佐久広域連合負担金は、新斎場の建設・共用開始に伴い、旧高峯苑、豊里苑の解体費の増高による負担金であり、賛成します。

教育費のうち、小学校費については、児童の体力、運動能力、運動週間等、調査結果に基づき、児童の運動能力向上事業実施に関わる増額補正であり、次代を担う子供

たちの健やかな成長を願うものです。

水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費及び消火栓移設工事に係る事業費の補正であり、賛成するものです。

以上、賛成討論とします。

議長（西藤 努君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

日程第1 議案第39号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第40号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第1号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択に決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、義務教育予算の増額を求

める陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択に決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第6 同意第6号

議長（西藤 努君） 日程第6 同意第6号 立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上にすることについて同意を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第6号 立科町水農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて同意を求める件

農業委員会等に関する法律第8条、第5条、ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めます。平成29年6月13日提出でございます。

本件について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員を町長が任命するに当たり、法では、「原則、認定農業者が過半数を占めること」とされていますが、「例外として、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回り、委員の過半数を認定農業者またはこれに準ずる者とする」とすれば、委員の任命に著しい困難を生じることとなる場合において、議会の同意を得た場合には、農業委員会委員の少なくとも4分の1を、認定農業者または認定農業者に準ずる者とする」ことが認められており、これらの規定を適用するため、議会の同意をお願いするものであります。

立科町の農業委員の委員の定数は13名です。8倍すると104名であります。認定農業者の数は、6月1日現在74名で、定数の8倍の104名より少ないので、施行規則第2条第1号に該当し、例外規則を適用することができます。

農業委員の推薦及び募集の状況でございますが、定数と同数の13名の推薦があり、このうち認定農業者は1名で、過半数を占めることができませんでした。認定農業者に準ずる者の4名を加えまして、過半数には至りませんので、議会の同意をいただきまして、4分の1以上とする施行規則第2条第2号の規定を適用するものでござい

す。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西藤 努君） 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本件について、採決します。

本件に同意することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、同意第6号 立科町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上にすることについて同意を求める件については、これに同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第7号～日程第19 同意第19号

議長（西藤 努君） 日程第7 同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件から、日程第19 同意第19号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件までの13件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第7号から第19号までは、農業委員会の委員の任命について同意を求める件であります。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次のものを立科町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める件でございます。

平成29年6月13日提出でございます。農業委員会委員を任命するには、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが議案提出の理由であります。

農業委員会委員については、定数を13名として、平成29年4月5日から平成29年5月2日までの28日間、推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として地域及び団体から定数と同数の13名の推薦があり、それぞれ農業に関する見識を有し、職務を適切に行うことができると見たものであります。

このことから、これからの候補者全員を農業委員会委員に任命することについて同意を求めるものであります。

以後、議案番号、住所、氏名、生年月日、備考の順で提案いたしますので、よろし

くお願いをいたします。

同意第7号、大字芦田1102番、笹井孝一さん、昭和23年2月27日、認定農業者に準ずる方であります。

同意第8号、大字芦田2679番地、竹重一壽さん、昭和29年9月3日。

同意第9号、大字藤沢1196番地13、今井巻男さん、昭和26年4月5日、認定農業者に準ずる方であります。

同意第10号、大字塩沢747番地、宮下芳昭さん、昭和22年10月20日。

同意第11号、大字茂田井1679番地、大澤伸子さん、昭和29年3月12日。

同意第12号、大字芦田3400番地4、佐藤錦吾さん、昭和31年5月23日。

同意第13号、大字牛鹿2331番地、浦野博克さん、昭和30年2月12日、認定農業者に準ずる方であります。

同意第14号、大字芦田493番地、戸塚経治さん、昭和27年11月7日、認定農業者に準ずる方であります。

同意第15号、大字山部2155番地1、渋谷芳博さん、昭和27年10月6日、認定農業者です。

同意第16号、大字芦田1898番6、林純子さん、昭和26年12月22日、利害関係を有しない者として任命したいと存じます。

同意第17号、大字桐原526番地、中村茂弘さん、昭和28年3月16日。

同意第18号、大字宇山397番地、今井喜秋さん、昭和23年10月3日。

同意第19号、大字塩沢1908番2号、六川孝則さん、昭和23年4月28日。

以上です。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西藤 努君） 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号から同意第19号まで、1件ごとに採決します。なお、採決は起立採決とします。

初めに、同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。

全員起立です。よって、同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を

求める件については同意をすることに決定しました。

次に、同意第8号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第8号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに決定しました。

次に、同意第9号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第9号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第10号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第10号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第11号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第11号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意をすることに決定しました。

次に、同意第12号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第12号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第13号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第13号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第15号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第15号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第16号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第16号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について

ては同意することに決定しました。

次に、同意第17号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第17号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

次に、同意第19号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認願います。

全員起立です。

着座してください。

よって、同意第19号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件については同意することに決定しました。

◎日程第20 発委第2号

議長（西藤 努君） 日程第20 発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） それでは、意見書の朗読をいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から、政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象

項目を外し、一般財源化してきました。

また、平成18年三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。

今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件が整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される状態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方体制の安定を図るために、次の事項を実現するよう強く要望をします。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。平成29年6月13日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣様、長野県立科町議会議長西藤 努。

以上です。

議長（西藤 努君） 本案について、提出者の説明を求めます。榎本真弓社会文教建設委員長。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

ただいま青井事務局長朗読のとおりであります。

よろしくご審議の上、お願いいたします。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発委第3号

議長（西藤 努君） 日程第21 発委第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） それでは、意見書の朗読をいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが、全会一致で法律に盛り込まれ、附則で、小2以降、順次改定することを検討し、財源確保に努めことと定めた。

しかし、翌年の平成24年度は、法改正ではなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。

しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの選科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細かな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせません。

このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では、少子化が進む中、県や市町村が独自に教員を配置するなどして、複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。

児童生徒数が少ない市町村においても、行き届いた教育が実現をするため、国の責任において、複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行をすること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。平成29年6月13日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣様、長野県立科町議会議長西藤 努。

以上です。

議長（西藤 努君） 本案について、提出者の説明を求めます。榎本真弓社会文教建設委員長。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

ただいま青井事務局長朗読のとおりです。

よろしくご審議の上、ご採択お願いいたします。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発委第4号

議長（西藤 努君） 日程第22、発委第4号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成29年第2回立科町議会定例会を閉会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後2時21分 閉会）